

平成16年3月30日

茅ヶ崎市長 服部 信明 殿

(仮称) 茅ヶ崎市市民活動推進条例策定委員会
委員長 幸村 敬

(仮称) 茅ヶ崎市市民活動推進条例策定委員会報告

(仮称) 茅ヶ崎市市民活動推進条例策定委員会（以下「策定委員会」という。）は、平成15年10月18日より平成16年3月31日までの間、茅ヶ崎市市民活動推進条例案（以下「条例案」という。）策定のための検討を行いました。以下、活動内容および結果をご報告申し上げます。

1. 作成した条例案

条例案の名称は「茅ヶ崎市市民活動推進条例」としました。
条例案の構成は次の通りです。

1. 前文
2. 第1条 目的
3. 第2条 用語の定義
4. 第3条 基本理念
5. 第4条 協働して事業を行う場合の原則
6. 第5条 市民活動を行うものの役割
7. 第6条 市民の役割
8. 第7条 事業者の役割
9. 第8条 市の役割及び施策
10. 第9条 行政サービスにおける参入機会の提供
11. 第10条 行政サービスへ参入の場合の登録等
12. 第11条 市民活動推進委員会
13. 第12条 意見等の提出と施策の見直し
14. 第13条 委任

条例案の全文内容は添付別紙の通りです。

2. 条例案作成の目的と期待効果

この条例の制定目的と、条例施行によって期待する効果は次の通りです。

2.1 制定の目的

- (1) 地域社会の多様な主体が公共サービスを創造し、これを担うとともに、それぞれが役割と責任を明確にして協働を進め、活力に満ちた市民社会の

実現を目指します。（条例前文）

- (2) 自主的かつ自律的な市民活動を推進して公益の増進を図り、茅ヶ崎市及び市民活動を行うもの、並びに事業者の連携と協働により、多様な公共サービスを創造し、活力あふれる地域社会の実現に寄与します。（第1条）

2.2 期待効果

- (1) 市民活動を行うものはまちづくりの対等な主体であり、市民の暮らしに必要な公共サービスを創造し、担う存在であることの認識の形成と共有が図れること
- (2) 市民活動の推進で、行政の手の届きにくい分野の公共サービスが生み出され提供されて、市民が市民を支え合う市民自治の基盤の下に、地方分権時代にふさわしい市民社会が築かれていくこと
- (3) 行政の役割と適切な施策の実施で市民活動が活性化し、市民活動を行うものの自立が促進されて、行政および事業者等との連携・協働が進み、市民に対してより効果的な公共サービスが提供されること
- (4) 条例でその存在価値が担保される市民活動に対し、多くの市民が勇気付けられて関心が高まり、市民の公共・公益への参加機会が増加して、活力あるまちづくりが促進されること

3. 策定委員会の活動経緯

策定委員会の任期中の活動経緯は、以下の通りです。

委員会開催 11回、条例文案作成小委員会開催 10回、合わせて 21回の会合を持ち、会合延べ時間は 870時間（7人が1ヶ月勤務と同等）でした。

活動年月日	内 容	傍聴者
平成15年		
10月18日	策定委員会委員委嘱式及び第1回策定委員会 委員長、副委員長選出	一部非公開
11月19日	第2回策定委員会	公開、
28日	コラボレーションフォーラム横浜に自費参加	
29日	同上	
12月10日	第3回策定委員会	公開、
16日	第4回策定委員会、条例文案作成小委員会 (以下「小委員会」という。)を設置した	公開、2名
平成16年		
1月 7日	第5回策定委員会	公開、3名
19日	第1回小委員会	
20日	第6回策定委員会	公開、
23日	第2回小委員会	
28日	第3回小委員会	
2月 3日	第7回策定委員会	公開、1名

	6日	第4回小委員会	
	10日	第5回小委員会	
	13日	第6回小委員会	
	18日	第8回策定委員会	公開、2名
	24日	第7回小委員会	
3月	2日	第8回小委員会	
	5日	第9回策定委員会	公開、1名
	11日	第9回小委員会	
	15日	第10回策定委員会	公開、
	18日	第10回小委員会	
	22日	第11回策定委員会	公開、4名
	30日	市長報告会	
	31日	策定委員会解散	

4. 所見

4.1 市民参加の条例案づくり

21世紀型まちづくりの方策として、市民・事業者・行政の「協働」によるまちづくりが脚光を浴びる中で、市民活動推進条例策定委員会は委員総数の2/3を公募、推薦の市民委員が参画して「市民活動推進条例」案の策定が進められたことは、茅ヶ崎市の歴史上極めて画期的なことであり、「市民活動」と「協働」の仕組づくりの一端を行なえたことに深い意義を感じます。この委員会活動が先例の一つとなって、市民参画と協働が加速することを願うものです。

4.2 市民活動推進検討委員会作成の条例案の取扱い

平成13年10月に、茅ヶ崎市市民活動推進検討委員会から添田市長に提言された「市民公益活動促進条例案」は、その後活用の進展がありませんでしたが、今回の策定委員会においても市民活動のあるべき姿を示す指針の一つとして存在を示しました。

しかしながら、昨今、NPO活動への社会的関心の高まりや、構造改革特区構想、地域再生計画の推進など地方自治体を取巻く社会情勢の変化が著しい中で、まちづくりの将来を見つめた条例が求められると多くの委員が判断し、新たな視点で討議した結果、今回取りまとめた条例案は、内容がかなり大幅に異なるものとなりました。

4.3 近隣他市条例との比較・評価

条例案の検討では、参考資料に示した通り、県内6都市の市民活動推進条例（目的が同様の条例を含む）も参考にしました。各都市ともそれぞれに特徴を持ち、市民参画の下に条例づくりが進められ、制定された様子が窺えました。条例制定では茅ヶ崎市は後発となりますが、最新の社会情勢をとり込みながら条例案を考える機会には恵まれました。

その結果、市民活動は公共の新たな担い手であること、協働には、これを進めるための原則の制定や推進プロセスの指針等が不可欠であることなど、先駆的事例での課題を考慮

した条例案が得られたと考えています。

4.4 条例制定に向けて

策定した条例案は行政によって成文化されたのち、パブリック・コメントを経て、条例運用に必要な規則等の制定とともに12月市議会に提案されると聞いていますが、この過程でわたし達策定委員会が、ない知恵を搾り出して創り上げた市民活動の自主、自律、対等、相互信頼などの条文に込めた精神を歪めずに尊重して戴きたいと願うものです。

この条例は、21世紀の地方分権時代の活力ある茅ヶ崎のまちづくりと、市民自治の実現に大きく貢献する条例と位置づけています。近い将来、自立するまちに必要な「まちの憲法＝市民自治条例等」の制定が予想されますが、市民活動推進条例は市民自治条例等を支える存在になると確信しています。

4.5 提案

(1) 市民活動推進委員会設立準備体制の早期立上げ

茅ヶ崎市の市民活動をより一層推進するために、条例案第11条の「市民活動推進委員会」の円滑な運営が重要な鍵の一つと考えます。このため、「市民活動推進委員会運営規則」等の制定が不可欠です。この規則の早期制定を目指した市民、行政協働体制による『運営規則検討会議』（仮称）の設置と早期の活動開始を提案します。

(2) 市民活動推進委員会委員選考の改善

標記委員会の委員選考に関しては、市長附属機関の委員選考となることから、現体制の中では市民参加も選考過程の公開も実現不可能な状況下にあります。そもそも、この条例自体が、新しいまちづくりの仕組みを創出しようとするものであり、関連する諸体制は、当然見直されるべきと考えます。市民活動のありようを調査審議する市民活動推進委員会委員の選考に関しては、条例趣旨に鑑み協働の精神で、委員会委員が委員を選ぶ体制の採用もしくは、少なくとも選考過程に市民参加が認められるべきと考え、その実現を提案します。

4.6 謝意

最後に、条例策定委員会委員各位の委員会活動へのご尽力に対し、お礼を申し上げます。時間に追われて、十分な討議ができない場面も多々あり、立場の相違を感じたこともあったと思います。しかし、まちづくりへの思いは共有できたと確信します。

事務局各位にもお礼を申し上げます。文案作成小委員会での討論では、問題の理論的組立てと解析には多くを教えていただきました。信頼して条例案の後工程をお任せすることが出来ます。パブリック・コメントこそ、最も重要なステップと思います。これに対する誠意ある対応を心からお願いします。

5. 委員名簿

役職	氏名	公募・団体推薦等の別	備考
	青木 洋子	団体推薦	NPO 法人茅ヶ崎市民活動サポートセンター 管理運営委員会
	伊藤 玄	公募	
	木立 眞由美	公募	
委員長	幸村 敬	公募	
	蛇拔 優子	公募	
	鷹見 道雄	団体推薦	茅ヶ崎市自治会連絡協議会
	中村 雄蔵	公募	
	野溝 武彦	公募	
副委員長	茂木 るり子	団体推薦	茅ヶ崎ボランティア連絡会
	脇山 孝男	公募	
	原橋 義章	市職員	企画部 行政管理課担当主査
	小幡 朝男	市職員	保健福祉部 保健福祉総務課課長補佐
	塩海 一男	市職員	環境部 清掃施設整備課課長補佐
	青木 広司	市職員	都市部 都市整備課課長補佐
	臼井 且久	市職員	生涯学習部 生涯学習課課長補佐
アドバイザー	辻 琢也	政策研究大学院大学 教授	

(事務局)	天尾 隆子	総務部 市民活動推進課長
	坂蒔 昇	総務部 市民活動推進課担当主査
	三浦 克之	総務部 市民活動推進課副主査
	恰 充	総務部 市民活動推進課主事

6. 参考文献・資料

- (1) 「NPO基礎講座（市民社会の創造のために）」山岡義典編著，（株）ぎょうせい，2000年8月
- (2) 「NPOハンドブック」シーズ（市民活動を支える制度をつくる会），2002年7月
- (3) 「わたしのまちの憲法」木佐茂男・逢坂誠二編，日本経済評論社，2003年4月
- (4) 「協働のための企業・自治体の視点からのNPO評価調査報告書（企業・行政とNPOのより深い協働をめざして）」（財）地球産業文化研究所編，2004年1月
- (5) 「コラボレーションフォーラム横浜」参加資料，2003年11月
- (6) 「協働コーディネーター養成講座」受講資料，環境事業団・地球環境市民大学編，2004年2月
- (7) 横浜市「市民活動推進条例」（条例第26号）平成12年3月
- (8) 横須賀市「市民協働推進条例」（条例第3号）平成13年3月
- (9) 藤沢市「市民活動推進条例」平成13年10月
- (10) 大和市「新しい公共を創造する市民活動推進条例」平成14年6月
- (11) 平塚市「市民活動推進条例」平成14年9月
- (12) 小田原市「市民活動推進条例」平成15年3月